

お知らせ

消費税改正により令和元年10月から上下水道料金等が変わります

令和元年10月から水道料金、下水道使用料、メーター使用料を改正します。今回の改正は消費税8%から10%への改正に伴うものであり、料金そのものの改正ではありません。また、令和元年10月使用分から適用となりますので、実際の納付に反映するのは令和元年11月請求分からになります。

☎ 水道事業所(上水道) Tel.0193-42-2035
 ☎ 復興推進課(下水道) Tel.0193-42-8714

住宅借入金特別控除(住宅ローン控除)の控除期間の延長について

消費税率10%が適用される住宅取得等の「住宅借入金特別控除」による個人住民税の控除期間が10年間から13年間に延長されます。ただし、本年10月1日から令和2年12月31日の間に住み始めた場合に限られます。
 ※住民税の住宅ローン控除は、所得税から控除しきれない額があった場合に適用されます。

☎ 税務会計課 課税班 Tel.0193-42-8711

固定資産税算定のための道路調査を行います

大槌町では、適正な固定資産税の算定のため、10月から12月の期間、道路状況の調査を行います。調査期間中は、町より委託を受けた調査員(町発行の身分証明書を携帯しています。)が町内全域で、道路の測定、写真撮影などを行います。

周辺にお住まいの皆様には十分に配慮をした上で調査を行いますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

■委託先 株式会社パスコ

☎ 税務会計課 資産税班
 Tel.0193-42-8711

岩手県最低賃金が改正されます!

岩手県最低賃金が令和元年10月4日(金)から時間額790円となります。詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.gp.jp/iwate-roudoukyoku/

☎ 岩手労働局労働基準部賃金室

Tel.019-604-3008

「業務改善助成金」のご案内

業務改善助成金は、中小企業が設備投資等により生産性の向上を図り、事業場内で最も低い労働者の賃金を30円以上引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。「設備投資等」には、新たな機会設備の導入の他、老朽化した設備の入れ替えや人材育成・教育訓練経費、経営コンサルティング料も含まれます。

対象となるのは、労働者数30人以下で、事業場内で最も低い賃金額と岩手県最低賃金(10月4日より790円)の差が30円以内の事業場となります。

助成額は、賃金引上げ対象労働者の人数により、50~100万円です。

☎ 岩手働き方改革推進支援センター
 Tel.0120-198-077(9:00~17:00)

☎ 岩手労働局 雇用環境・均等室
 Tel.019-604-3010

静岡県下田市から球根の支援が受けられます

令和元年度「フラワー都市交流連絡協議会 東日本大震災被災地支援事業」の一環として、静岡県下田市から、下田市のシンボルフラワーであるすいせんの球根をご支援頂けることになりました。自治会・町内会、花壇活動を行っている団体を対象に配布しますので、希望者は以下までお申込みください。

■申込み締切 10月11日(金)
 ※申込み多数の場合、ご希望に添えないことがあります。ご了承ください。

☎ コミュニティ総合支援室 総合支援企画班 Tel.0193-42-8718

大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金の募集(二次募集)

自治会・町内会や自主防災組織、コミュニティ活動団体やNPO団体が創意工夫して実施する地域づくりに寄与する事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

■事業期間 令和2年3月末までに実施する事業

■補助率 9/10 ■上限額 10万円

■申請期限 10月25日(金)

審査により採択を決定します。申請多数の場合、コミュニティ活動推進助成金を受けていない団体を優先します。

申請方法はお問い合わせください。

☎ コミュニティ総合支援室
 Tel.42-8718

違反建築防止週間について

令和元年10月15日(火)から10月21日(月)まで、違反建築防止週間を実施します。

この週間は、建築基準法の目的、制度について認識していただき、安全で住みよい街づくりのために違反建築をなくすことを目的としています。

県では、週間行事の一つとして10月18日(金)に県下全域において建築物が法に適合した状態で建てられているかどうか、公開一斉パトロールを実施します。

現在建築工事中の方は、現場の見やすいところに確認表示板が掲示されているか、設計図書が現場に備えられているか確かめてください。建築工事後に、完了検査申請書を提出していない方は、至急手続きを進めてください。

また、構造基準を満たしていないブロック塀等は、地震時に倒壊の恐れがあります。塀の所有者は自主点検を行い、危険性を感じた場合は、建築士などの専門家へ相談し、適切な補修などを行いましょう。

なお、この週間中、下記の場所において建築相談所を設置し、住民の皆さまのご相談にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

■建築相談所の設置場所

- ・沿岸広域振興局土木部
 TEL:0193-27-5573 FAX:0193-21-1106
- ・岩手県県土整備部建築住宅課
 TEL:019-629-5935 FAX:019-651-4160

里親になりませんか?

10月は「里親月間(里親を求める運動)」です。県内には、さまざまな理由から家庭で暮らすことができなくなり、温かい家庭を待ち望んでいる子どもたちがたくさんいます。そのような子どもたちを自宅に迎え入れ、養育をしてくださる方が里親です。「里親制度のことを詳しく知りたい」など里親に興味がありましたら、最寄りの児童相談所にご相談ください。

☎ 岩手県宮古児童相談所

〒027-0075 宮古市和見町9-29
 Tel.0193-62-4059

陸前高田市・大槌町「思い出の品合同返却会」

震災により流出した「思い出の品・写真」を、なるべくたくさんの方に返却できるように、下記日程により展示返却会を開催します。陸前高田市や大槌町にゆかりのある方はどなたでも閲覧できますので、お気軽にお立ちください。

■もりおか復興支援センター

(ご協力:もりおか復興支援センター)
 住所:盛岡市内丸3-46 盛岡市役所内丸分庁舎内
 ・10月11日(金) / 11月24日(日)
 10時30分~18時

■遠野市総合福祉センター

(ご協力:遠野市社会福祉協議会)
 住所:遠野市松崎町白岩字薬研淵1番地3
 ・10月14日(月・祝日)
 10時~17時

■北上市総合福祉センター

(ご協力:北上市社会福祉協議会)
 住所:北上市常盤台2丁目1-63
 ・11月16日(土) 10時~16時

☎ (一社)三陸アーカイブ減災センター

陸前高田市竹駒町字館44 旧市立図書館事務所内 Tel.0192-47-4848

☎ 大槌町文化交流センター「おしゃっち」
 大槌町末広町1番15号 Tel.0193-27-5181

「救急フェア」を開催

大槌消防署では、救急医療週間のイベントとして、令和元年9月8日(日)、シーサイドタウンマストにおいて「救急フェア」を開催しました。当町のご当地ヒーローである防災戦隊ホウライオーのホウライレッドさんを一日救急隊長にお招きして、AEDを使用した心肺蘇生法の体験、血圧測定、救急チャシの配布を行い、また、救急車や消防車の展示、

防火服の着体験なども行いました。この「救急フェア」を通じて、町民の皆様に応急手当の必要性和救急車の正しい利用法を理解していただきました。今後とも、救急車の適正な利用にご協力をお願いいたします。

☎ 大槌消防署 救急係 Tel.0193-42-3121



住宅情報

災害公営住宅の入居者を募集します

申込多数の場合は、選考・抽選となります。期間内に申込みがない場合は、随時募集となります。

- 申込期間(定期募集) 10月7日(月)~10月25日(金)
- 申込方法 入居申込書に必要事項を記入し、大槌住宅管理センターにご提出ください。郵送による申込みも受け付けます。
- 申込先 〒028-1121 大槌町小釜第26地割172番地1 大槌住宅管理センター宛
- 申込書の配布 申込開始日より大槌住宅管理センターで配布します。また町ホームページから印刷できます。
- 入居要件等 詳しくは募集案内をご確認ください。

住宅名	建物形式など	入居の予定時期	間取り・戸数
上町	長屋タイプ ・木造(平屋建て)・ペット飼育不可	令和元年12月	2DK(A) 1戸 ※部屋番号 A-2
安渡第2	戸建タイプ ・木造(2階建て)・ペット飼育可	令和元年12月	3DK 1戸 ※棟番号 B棟 ※2名以上世帯対象

■随時募集 入居者を募集している住宅は、町ホームページに情報公開しています。詳細は、大槌住宅管理センターにお問い合わせ下さい。 ☎ 大槌住宅管理センター Tel.0193-27-8440

被災者生活再建支援金の申請はお済みですか?

申請締切: 令和2年(2020年)4月10日まで
 申請窓口: 被災の際に居住していた市町村

被災者生活再建支援制度とは、災害で住家を失った世帯に対し、住宅の程度や住宅の再建方法に応じて支援金が支給される制度です。

支給額は、被災時の世帯人数(1人の場合は単数世帯、2人以上の場合は複数世帯に区分)により異なります。東日本大震災津波で被災された世帯主の方が支援金の支給を受けるには、申請期間内に、申請書等を市町村役場を経由して公益財団法人都道府県センターに提出する必要があります。

(単位:万円)

区分	基礎支援金		加算支援金	
	複数	単数	建設・購入	補修・賃貸
全壊・解体	100	75	建設・購入	200
			補修	100
大規模半壊	50	37.5	建設・購入	150
			補修	75
			賃貸	37.5
	37.5	37.5	建設・購入	200
			補修	100
			賃貸	50
37.5	37.5	建設・購入	150	
		補修	75	
		賃貸	37.5	

申請をする際は、被災者生活再建支援金支給申請書に下記の必要書類を添えて、被災当時にお住まいの市町村に申請してください。

申請区分	書類の種類	全壊	解体		大規模半壊
			半壊	敷地被害	
基礎支援金	① 罹災証明書	○	○	○	○
	② 解体証明書		○	○	
	③ 減失登記簿謄本		○	○	
	④ 敷地被害証明書類		○	○	
加算支援金	① 住民票	○	○	○	○
	② 預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	① 契約書の写し	○	○	○	○
	② 見積書の写し	○	○	○	○

☎ コミュニティ総合支援室 生活・住宅再建支援班 Tel.0193-42-8718